鹿屋市平和市営住宅改善工事(3期) 公募型プロポーザル受注候補者選定評価基準

1 適用

「鹿屋市平和市営住宅改善工事(3期)公募型プロポーザル受注候補者選定評価基準」は、「鹿屋市平和市営住宅改善工事(3期)公募型プロポーザル実施要領」に基づき、受注候補者の選定評価基準等について、必要な事項を定める。

2 提案書の審査

提案書の審査は、応募共同企業体から提出された提案書について、鹿屋市平和市営住宅改善工事(3期)プロポーザル選定委員会の委員が評価することにより行う。

3 評価項目及び評価基準等

審査の評価項目、評価基準及び評価点数の配分は、別紙「評価項目及び評価基準等」のとおりとする。

4 評価方法

(1)評価項目(大項目)「1経済性」の評価点数

ア 評価点数は、次の算定式により算出する。

評価点数=20点 ×

応募共同企業体の提案金額のうち最も安価な提案金額

評価する応募共同企業体の提案金額

- イ 評価点数は、小数点第2位を四捨五入し、少数点第1位までとする。
- (2) 評価項目 (大項目) 「2共同企業体の設計・施工・工事監理の体制等」、「3改善工事内容等に係る具体的な提案」及び「4独自の提案」の評価点数
 - ア 評価点数は、評価項目(小項目)ごとに、次の表に示す5段階評価とする。

判断基準	評価項目(小項目)の配点		
	10 点の配点項目	5点の配点項目	
特に優れているもの	10	5	
優れているもの	8	4	
平均的なもの	6	3	
やや劣っているもの	4	2	
劣っているもの	2	1	

- イ 評価点数は、評価項目(小項目)ごとに、各委員の評価点数を平均し算出する。
- ウ 評価点数は、小数点第2位を四捨五入し、少数点第1位までとする。

5 受注候補者の特定

(1) 受注候補者の特定

提案書の審査を受けた応募共同企業体のうち、評価点数の合計が最も高い応募共同企業体で、 かつ最低基準点以上である応募共同企業体を、受注候補者として特定する。

なお、提案書の審査を受けた応募共同企業体が1者の場合、評価点数の合計が最低基準点以上 の場合は、受注候補者として特定する。

(2) 最低基準点

最低基準点(受注候補者として特定するために必要な最低の評価点数)は、60点とする。

別紙 評価項目及び評価基準等

	評価項目	評価基準		評価点数の配分	
大項目	小項目			2点	合計
1 経済性	(1)提案金額	要求水準を満たすとともにコスト削減が 図られているか。	20		100
2 共同企業体の設計・施の設計・施工・工事監理の体制等 (2)配置予定技術者の技術力の体制等 (3)品質確保の取組体制等	(1) 共同企業体の体制等	設計段階から、構成企業の連携体制や協力体制が適正に構築されているか。(設備設計等との連携体制等を含む。)	10		
	配置予定技術者の技術力は優れている か。(表彰実績(建築等)、建築資格(設計))	5	20		
	(3)品質確保の取組体制等	設計段階から、品質確保のための取組体 制等が適正に構築されているか。			
(1) 総合的な提案(各住棟) (2) 共用施設の改善提案(プロパン庫、外構等) (3) グリーン社会の実現に資する提案 (4) 新型コロナウイルス感染症対策に資する提案 (5) 高齢者に配慮した敷地内動線及び住戸の提案 (6) 入居者の仮移転等計画及び移転支援に係る提案 (7) 事業スケジュールに係る提案	長寿命化に資する優れた提案内容であるか。	5			
	居住者の利便性や安全確保の観点から優れた提案内容であるか。	5			
	維持管理及び更新の容易性の観点から優れた提案内容であるか。	5			
	設計、施工方法及び維持管理等について、コスト削減に資する優れた提案内容であるか。	5			
	長寿命化や高齢者の利便性等の観点から 優れた提案内容であるか。	5			
	グリーン社会の実現に資する優れた提案 内容であるか。(仕様等)	5			
	新型コロナウイルス感染症対策に資する 優れた提案内容であるか。(仕様等)	5			
	高齢者に配慮した優れた提案内容であるか。	5			
	入居者の仮移転や戻り入居の手順、移転 期間及び移転支援等について、入居者の 負担軽減や効率性の観点から優れた提案 内容であるか。	5			
	全体工期の設定や手順が、入居者及び施工者にとって適切で、かつ工期短縮等の 観点から優れた提案内容であるか。	5			
4 独自の提案	(1) 経験やノウハウ等に基づく 独自の提案	共同企業体の経験やノウハウ等に基づく 独自提案で、本事業に資する優れた内容 であるか。	10		